放置自動車処理フロー

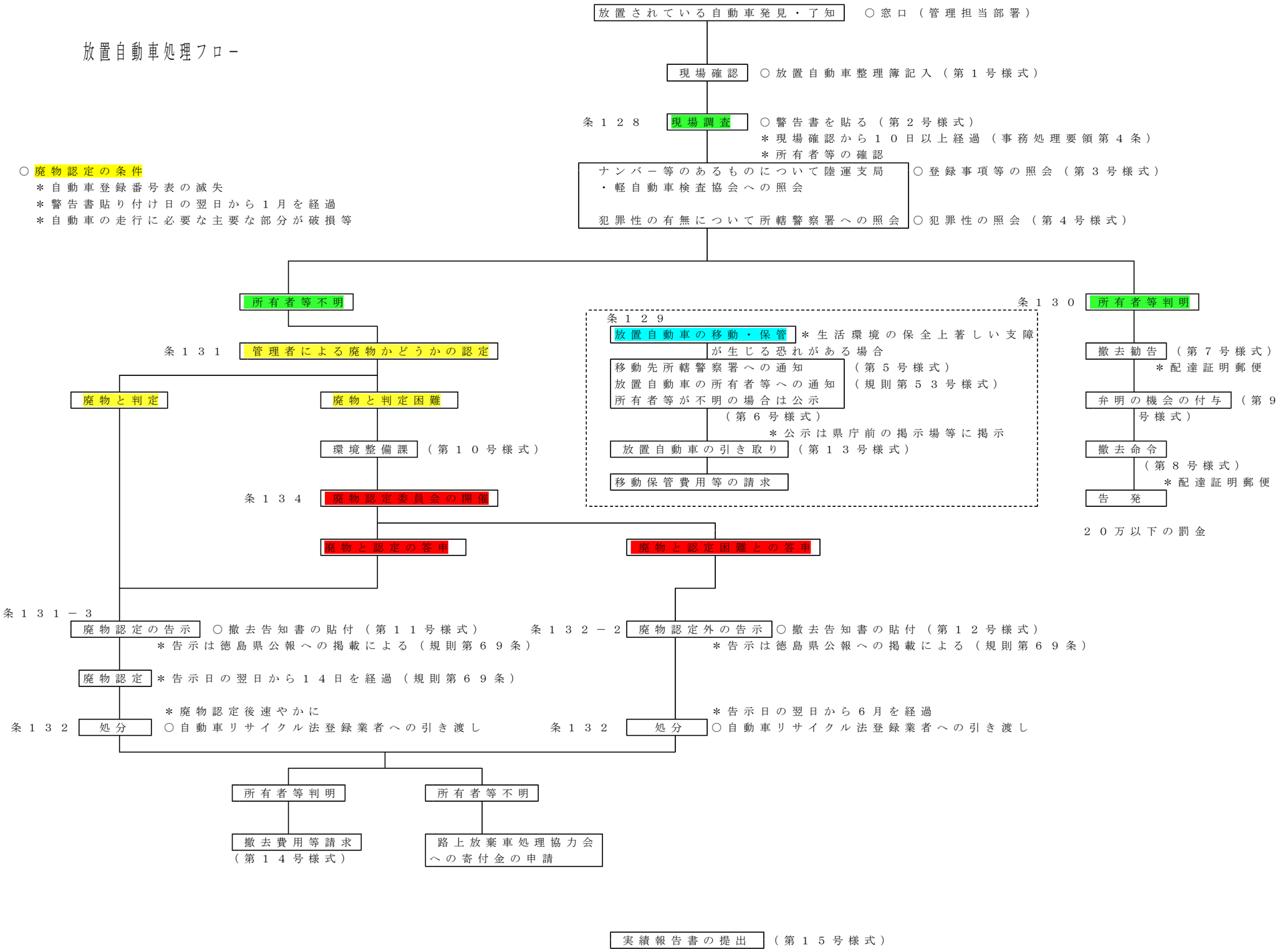
放置されている自動車発見・了知
○窓口（管理担当部署）
現場確認
○放置自動車整理簿記入（第１号様式）
条１２８
現場調査
○警告書を貼る（第２号様式）
＊現場確認から１０日以上経過（事務処理要領第４条）
＊所有者等の確認
○廃物認定の条件
＊自動車登録番号表の滅失
＊警告書貼り付け日の翌日から１月を経過
＊自動車の走行に必要な主要な部分が破損等
ナンバー等のあるものについて陸運支局
・軽自動車検査協会への照会
○登録事項等の照会（第３号様式）
犯罪性の有無について所轄警察署への照会
○犯罪性の照会（第４号様式）
所有者等不明
条１３０
所有者等判明
条１２９
放置自動車の移動・保管
＊生活環境の保全上著しい支障が生じる恐れがある場合
移動先所轄警察署への通知
放置自動車の所有者等への通知
所有者等が不明の場合は公示
（第５号様式）
（規則第５３号様式）
（第６号様式）
＊公示は県庁前の掲示場等に掲示
放置自動車の引き取り
（第１３号様式）
移動保管費用等の請求
撤去勧告
（第７号様式）
＊配達証明郵便
弁明の機会の付与
（第９号様式）
撤去命令
（第８号様式）
＊配達証明郵便
告　発
２０万以下の罰金
条１３１
管理者による廃物かどうかの認定
廃物と判定
廃物と判定困難
環境整備課
（第１０号様式）
条１３４
廃物認定委員会の開催
廃物と認定の答申
廃物と認定困難との答申
条１３１－３
廃物認定の告示
○撤去告知書の貼付（第１１号様式）
＊告示は徳島県公報への掲載による（規則第６９条）
条１３２－２
廃物認定外の告示
○撤去告知書の貼付（第１２号様式）
＊告示は徳島県公報への掲載による（規則第６９条）
廃物認定
＊告示日の翌日から１４日を経過（規則第６９条）
＊廃物認定後速やかに
条１３２
処分
○自動車リサイクル法登録業者への引き渡し
＊告示日の翌日から６月を経過
条１３２
処分
○自動車リサイクル法登録業者への引き渡し
所有者等判明
所有者等不明
撤去費用等請求
（第１４号様式）
路上放棄車処理協力会への寄付金の申請
実績報告書の提出
（第１５号様式）